

宝塚市告示第 93 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項及び同条第 3 項の規定により、宝塚市指定金融機関及び宝塚市指定代理金融機関を令和 8 年 7 月 1 日付で下記のとおり指定するので、同条第 8 項の規定によりその旨を告示する。

なお、令和 7 年 5 月 19 日付宝塚市告示第 99 号は、令和 8 年 6 月 30 日限り廃止する。

令和 8 年(2026 年) 5 月 18 日

宝塚市長 森 臨 太 郎



記

- 1 宝塚市指定金融機関 株式会社 三井住友銀行
- 2 宝塚市指定代理金融機関 株式会社 池田泉州銀行

以上